

群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター部門内規

平成24. 7. 24 制 定

改 正 平成26. 4. 1 令和 2. 4. 1

令和 3. 4. 27 令和 4. 6. 28

令和 4. 12. 27 令和 5. 12. 26

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター（以下「センター」という。）の企画部門、予算運営部門及び評価部門（以下「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 企画・産学連携部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外部資金等に係る情報の収集及び保健学研究科教員への周知に関すること。
- (2) センターの国際保健推進室、地域保健推進室及び高度専門職養成推進室から申請されるプロジェクトの審査及び選考に関すること。
- (3) 産学連携に関すること

第3条 予算運営部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プロジェクトの経費に係る運用に関すること。
- (2) センターの経費に係る運用に関すること。

第4条 評価部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プロジェクトの内部評価の実施及び外部評価の管理に関すること。
- (2) 大学院学生の研究業績の評価に関すること。
- (3) センターの評価に関すること。
- (4) 保健学研究科の教育課程における教育内容及び方法等に係る自己点検・評価に関すること。

(組 織)

第5条 各部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部門長
  - (2) 部門長が指名する保健学研究科の主担当を命ぜられた教員 若干人
  - (3) その他センター長が必要と認める保健学研究科の主担当を命ぜられた教員 若干人
- 2 部門長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(任 期)

第6条 前条第2号及び第3号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 部門長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 部門長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、センター会議の議を経て、センター長が行う。

附 則

1 この内規は、平成24年7月24日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される第5条第2号及び第3号の構成員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年12月26日から施行する。